国会事項

衆議院

特別委員長互選

三月二十四日環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長　西川　公也

法律公布奏上及び通知

三月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

議決通知

三月二十四日本院は国立国会図書館の館長に羽入佐和子を任命することを承認した旨参議院に通知した。

議案提出

三月二十四日議員から提出した議案は次のとおりである。

保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案（山尾志桜里外八名提出）

議案送付

三月二十四日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

地域再生法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

議案通知

三月二十四日参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第百八十九回国会本院提出、参議院継続審査）

質問書提出

三月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問主意書（仲里利信提出）

辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

消費者庁の地方移転に関する質問主意書（大西健介提出）

辞令

（外務委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　辻本　頼昭

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長兼務を命ずる

（農林水産調査室首席調査員）衆議院調査局調査員（安全保障調査室首席調査員兼外務調査室首席調査員）同　小林　扶次

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室首席調査員兼務を命ずる（各通）（以上三月二十四日）

参議院

議案提出

三月二十四日衆議院から次の議案が提出された。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案（衆第二〇号）

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆第二一号）

議案受領

三月二十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

通知書受領

三月二十四日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第百八十九回国会衆議院提出、本院継続審査）

また、同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に羽入佐和子を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

質問主意書提出

三月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

難民認定状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第九〇号）

日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第九一号）

国立国会図書館

お知らせ

国立国会図書館は、館内サービスシステムの導入に伴う稼働テストを実施するため、国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第六条の規定に基づき、平成二十八年十一月二十八日（月）の関西館における利用業務を休止いたします。

人事異動

内閣

（水産庁増殖推進部長）農林水産技官　保科　正樹

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命ずる（水産庁資源管理部審議官）同　遠藤　久

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる（水産庁増殖推進部長）同　保科　正樹

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十六年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（水産庁資源管理部審議官）同　遠藤　久

（欧州局ロシア課長）外務事務官　徳田　修一

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十六年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表を命ずる

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第三十二回会議日本政府代表代理を命ずる

期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）

（警察庁情報通信局付）警察庁技官　野本　靖之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる（以上三月十八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣林幹雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する